

<目黒区立学校・園の教員向け>

合理的配慮の 提供事例集



目黒区教育委員会
平成30年10月

目次

1	はじめに	1
2	障害者の権利に関する条約	2
3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	3
4	学校・園における合理的配慮とは	4
5	合理的配慮の観点及び提供例	5
6	学校・園における合理的配慮の提供プロセス	6
7	基礎的環境整備とは	7
8	目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	8
9	目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例	9
10	用語解説	15
11	参考資料	16

1 はじめに

我が国では、平成19年に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、この条約を批准するために、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、様々な制度改正等が行われました。

平成19年に学校教育法が一部改正され、特別支援教育が法定化されたことにより、同年4月に、「特別支援教育の推進について（通知）」が文部科学省から出され、すべての学校・園において特別支援教育の体制整備が行われてきています。

合理的配慮の提供については、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、平成27年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が告示された後、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、その考え方が示されました。

目黒区においては平成28年4月に、区立学校の県費負担教職員にも適用される「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、障害者や保護者等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮の提供を行うこととしています。

目黒区教育委員会では、合理的配慮の提供やその考え方が、更に一層、区立小・中学校、幼稚園・こども園の教職員に浸透していくことが必要であるという視点から、今回初めて、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方・提供プロセス及び施行後約2年間の目黒区立学校・園での参考となる事例を教職員の皆さんにわかりやすく紹介することとしました。

今後、各校・園において合理的配慮の提供に関して幼児・児童・生徒及び保護者から相談された際には、この事例集を参考にさせていただくとともに、新たな取組事例をお知らせいただければ幸いです。

2 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の第二条では、障害者に合理的配慮をしないことが差別になると定められています。

第二条 定義(抜粋)

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

また、第二十四条では、教育についての障害者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが定められています。

第二十四条 教育(抜粋)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。(中略)

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。(後略)

障害者権利条約は、平成18年12月に国連総会において採択されました。

平成19年9月に日本はこの条約に署名し、平成26年1月に批准書を寄託し、同年2月に同条約が効力を生ずることとなりました。



障害者権利条約では、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の定義、合理的配慮の提供等が規定されています。

この条約の締結に先立ち、国内法が整備され、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、合理的配慮が具体化されました。

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

合理的配慮の提供義務は、この法律の第七条に以下のとおり定められました。

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

また、以下のとおり第十条では、職員が適切に対応するために必要な要領を定めることも規定されました。

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。(後略)



障害者差別解消法では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

幼児・児童・生徒や保護者から合理的配慮を求められた場合は、負担が過度ではない場合は、行政機関等である公立学校・園は「合理的配慮の提供」が義務付けられています。

4 学校・園における合理的配慮とは

これまで学校・園においては、障害のある幼児・児童・生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、教育委員会、学校・園、各教職員は「合理的配慮」への理解を深めていく必要があります。

前述のように「合理的配慮」は障害者権利条約第二条で定義づけられ、障害者差別解消法第七条で行政機関等の提供義務が定められています。また、平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審分科会報告」という。）では、具体的な提供例等が示されています。

これらを参考にすると、学校・園における合理的配慮を理解するポイントは以下ようになります。

1 目的

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、合理的配慮の提供を行います。

2 提供者

担任だけの責任で合理的配慮を提供するのではなく、「学校・園の設置者及び学校・園」が本人・保護者の意思の表明を受けて合理的配慮を提供します。

3 実施内容

「個別に必要とされる」一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行います。

4 提供に当たって

学校・園の設置者及び学校・園に対して、体制面、財政面において、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」について、合理的配慮の提供を行います。

「過度の負担」については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

5 情報の提供

合理的配慮については、教育委員会、学校・園、各教職員が正しく認識して取り組むとともに、本人及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められています。



障害者が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校・園の設置者及び学校・園は、合理的配慮を提供することが義務付けられています。体制面、財政面で過重な負担となる配慮を求められた場合も、合意形成に向けた、本人・保護者との建設的な対話を行うことが大切です。

5 合理的配慮の観点及び提供例

合理的配慮の観点と提供例については、中教審分科会報告で以下のように整理・例示されています。

1 合理的配慮の観点

【観点1 教育内容・方法】

- 1-1 教育内容
 - 1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - 1-1-2 学習内容の変更・調整
- 1-2 教育方法
 - 1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - 1-2-2 学習機会や体験の確保
 - 1-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点2 支援体制】

- 2-1 専門性のある指導体制の整備
- 2-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 2-3 災害時等の支援体制の整備

【観点3 施設・設備】

- 3-1 校内環境のバリアフリー化
- 3-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

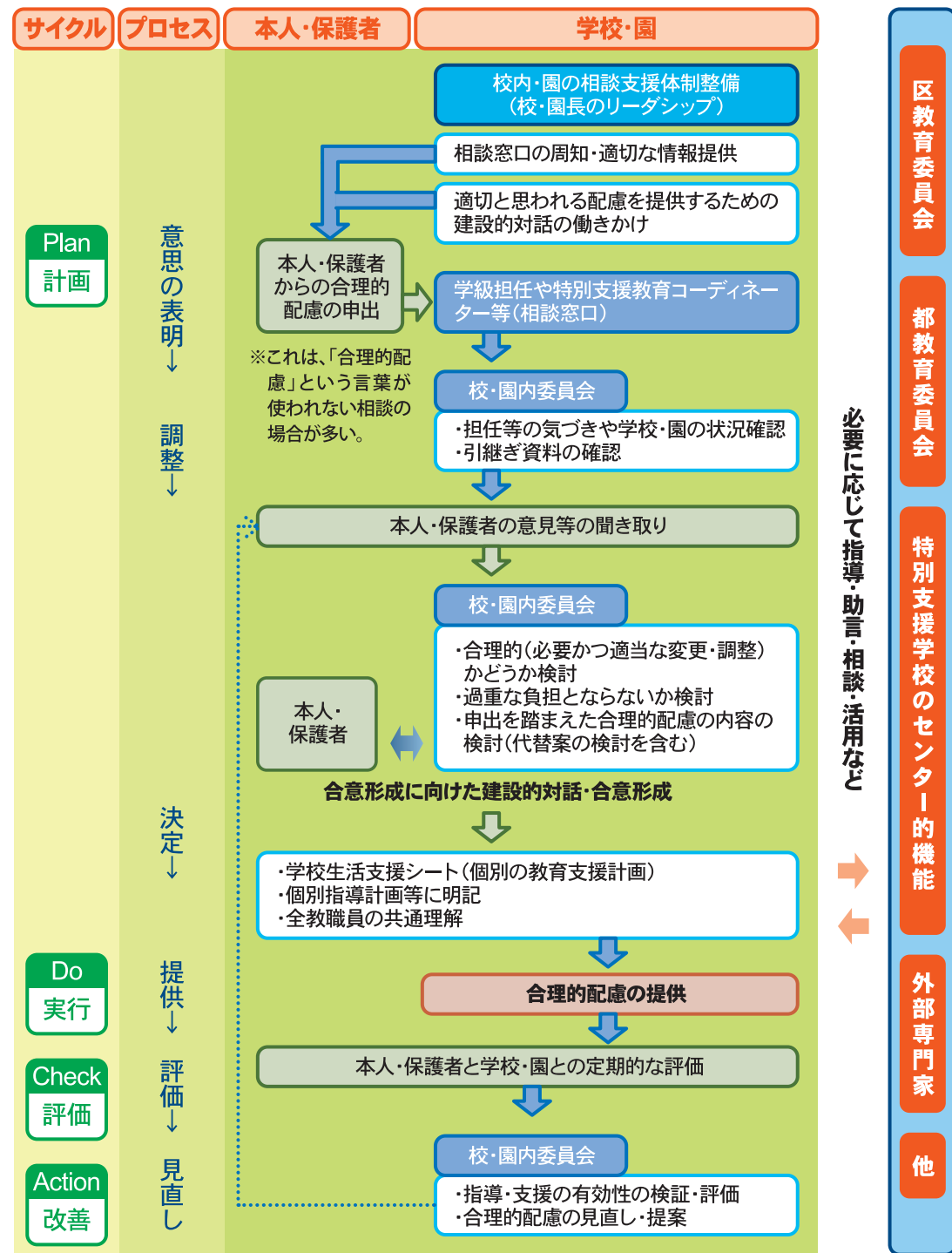
2 合理的配慮の提供例（1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮）

視覚障害	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等)
聴覚障害	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等)
知的障害	知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
肢体不自由	肢体不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育での運動の内容を変更等)
病弱	病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等)
言語障害	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等)
学習障害	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)
注意欠陥多動性障害	注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする等)



合理的配慮は、一律のものではなく、例示されていない内容でも、一人ひとりの教育的ニーズに応じて個別に検討して提供する必要があります。

6 学校・園における合理的配慮の提供プロセス



POINT! 学校・園や設置者が適切な合理的配慮を提供するためには、本人・保護者からの相談やサインを見逃さずに合理的配慮提供のためのプロセスを意識し、本人・保護者と建設的な対話を丁寧に重ねていくことが重要です。また、必要に応じて、教育委員会や外部の専門家等からの助言・支援を求めることが重要です。

7 基礎的環境整備とは

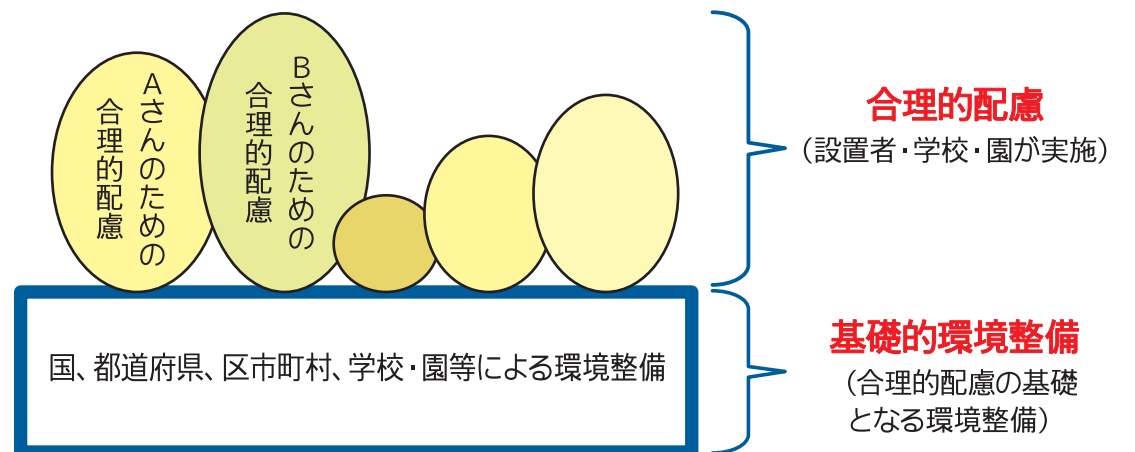
障害のある子どもに対する支援については、法令又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、区市町村は各区市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と言います。これらの環境整備は、その整備の状況により異なります。

この「基礎的環境整備」を土台として、設置者及び学校・園が、各学校・園において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供します。また、「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

「基礎的環境整備」については、中教審分科会報告で以下のように整理されています。

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③学校生活支援シート(個別的教育支援計画)や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、特別支援教育支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



POINT! 施設・設備の整備状況や人的配置の状況等、「合理的配慮」の基礎となる環境整備は、各学校・園によって異なるところがあるため、「合理的配慮」の提供には学校・園間で差異が生じる可能性があります。「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、誰もがわかる授業を目指したユニバーサルデザイン教育の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。